一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　鹿児島県志布志市有明町伊崎田字山下五三五の四、字室太郎五八四の二、五八五の六、五八五の七、五八五の一三、字牧三六一〇の二、字堂免三七二六の二、字東段六一一〇の六、六一二四の四、六一二五の二、六一二五の四、六一二六の二、六一二六の四、六一四九の二、字力石六一六九の一、六一七〇の四、字坂ノ上七四八七の二、字山原七四八八の三、七四九一から七四九三まで、七五三一の二、七五三二の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
（一）　立木の伐採の方法
　1　主伐は、択伐による。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（二）　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千二百七号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十五年十二月二十五日
　　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　鹿児島県志布志市松山町新橋字榎田一三九三の二、一三九五の一、字田平一五〇五の一（次の図に示す部分に限る。）、一五〇六の二、一五〇七の一、一五〇八の二、一五〇九、字山角一六〇九の一、一六一〇の四、一六一〇の五、一六一一、一六一二の三、字中山五七一五の四、五七一五の九、五七一五の一一、五七一五の一二、五七五一の一、五七六六の五、五七六六の六、松山町泰野字大脇段一の三、一六の四二、一六の四四、一六の五六から一六の五八まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
（一）　立木の伐採の方法
　1　主伐は、択伐による。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（二）　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千二百八号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十五年十二月二十五日
　　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　鹿児島県志布志市有明町野井倉字草場三五の二、七二の一、七三の二、七四の二、字下原七七七の二、字平尾一九三七の二、一九三九の二、一九四一の四、字上村四一九六の五、四一九六の九、四一九六の一一、有明町山重字倉ケ崎一〇五一五の七、一〇五一五の九、一〇五一九の五、一〇五二〇の二、一〇五二〇の五
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
（一）　立木の伐採の方法
　1　主伐は、択伐による。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（二）　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千二百九号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十五年十二月二十五日
　　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　熊本県水俣市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
（一）　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（二）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千二百十号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十五年十二月二十五日
　　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　熊本県水俣市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
（一）　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　水俣市（次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（二）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千二百十一号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十五年十二月二十五日
　　農林水産大臣　林　芳正

一（一）　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道名寄市・中川郡美深町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）
（二）　保安林として指定された目的　水源の涵養
（三）　変更後の指定施業要件
　1　立木の伐採の方法
（1）　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　美深町（次の図に示す部分に限る。）
（2）　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
（3）　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（4）　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二（一）　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道十勝郡浦幌町（次の図に示す部分に限る。）
（二）　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
（三）　変更後の指定施業要件
　1　立木の伐採の方法
（1）　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　浦幌町（次の図に示す部分に限る。）
（2）　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
（3）　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（4）　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
三（一）　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道中川郡音威子府村（次の図に示す部分に限る。）
（二）　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
（三）　変更後の指定施業要件
　1　立木の伐採の方法
（1）　主伐は、択伐による。
（2）　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（3）　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。